

電子証明書記載事項に変更が生じる場合の留意事項

入札手続き期間中に変更が生じる場合も注意が必要です

代表者等 の変更（改姓、改名も含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等^{*1}と異なることとなる場合、変更日^{*2}以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないでください。

*1 「名義人氏名等」とは電子証明書に記載される以下の事項です

- 名義人氏名
 - 【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）
 - 【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者）
- 名義人所属の会社本店住所（登記している場合）
- 名義人所属の会社名（登記している場合）
- 名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合）

*2 「変更日」とは

- 代表者・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日
- 代表者の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日

上記内容が変更されると、電子証明書は使用できません。

- ・前名義人氏名等の電子証明書（旧電子証明書）を使用した入札は無効になります。
- ・旧電子証明書を使用して入札を行った者は、入札参加停止等の措置を受けることがあります。

登記等の手続を待たず、直ちに変更に伴う手続を開始してください。

- A 「埼玉県電子入札共同システム」の「競争入札参加申請受付システム」で入札参加資格者名簿の内容について変更申請（入力・データ送信）を行う。
- B 電子証明書利用者登録の手続：1) 旧電子証明書の失効手続
2) 新名義人氏名等の電子証明書（新電子証明書）の取得・利用者登録
- C 「電子入札における紙入札の具体的方法による」による手続き（下記アドレス参照）
URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html#denshinyuuusatsu>

A,Bが整えば

A,Cが整えば

新電子証明書で入札参加できます。

- ・新電子証明書を利用するまでにA及びBが完了していること。

紙入札で入札参加できます。

- ・確認申請書提出期限までにC、開札日までにAが完了していること。

電子証明書記載事項変更時の一般競争入札参加のパターン

